令和9年度加茂市保育料徴収基準額表（案）

各月初日の在籍措置児童の属する世帯の階層区分		徴収金額（月額）	
階層	定　　義	3号認定 （3歳未満児）	
		標準時間	短時間
1	生活保護法による被保護世帯 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0
2	市町村民税の課税がない世帯	0	0
3	市町村民税の課税額が均等割の額のみ（市町村民税の課税額の所得割の額がない世帯）	8,520 (4,260)	8,320 (4,160)
4	市町村民税所得割の額が　5,000円未満	10,120 (5,060)	9,920 (4,960)
5	市町村民税所得割の額が　5,000円以上　7,000円未満	11,370 (5,680)	11,170 (5,580)
6	市町村民税所得割の額が　7,000円以上　10,000円未満	12,670 (6,330)	12,370 (6,180)
7	市町村民税所得割の額が　10,000円以上　20,000円未満	14,580 (7,290)	14,280 (7,140)
8	市町村民税所得割の額が　20,000円以上　30,000円未満	17,030 (8,510)	16,730 (8,360)
9	市町村民税所得割の額が　30,000円以上　48,600円未満	19,500 (9,750)	19,300 (9,650)
10	市町村民税所得割の額が　48,600円以上　70,000円未満	24,750 (12,370)	24,450 (12,220)
11	市町村民税所得割の額が　70,000円以上　97,000円未満	30,000 (15,000)	29,600 (14,800)
12	市町村民税所得割の額が　97,000円以上　108,000円未満	35,280 (17,640)	34,680 (17,340)
13	市町村民税所得割の額が　108,000円以上　130,000円未満	38,410 (19,200)	37,710 (18,850)
14	市町村民税所得割の額が　130,000円以上　169,000円未満	40,430 (20,210)	39,730 (19,860)
15	市町村民税所得割の額が　169,000円以上　200,000円未満	42,630 (21,310)	41,830 (20,910)
16	市町村民税所得割の額が　200,000円以上　230,000円未満	44,040 (22,020)	43,240 (21,620)
17	市町村民税所得割の額が　230,000円以上　265,000円未満	44,500 (22,250)	43,700 (21,850)
18	市町村民税所得割の額が　265,000円以上　301,000円未満	44,830 (22,410)	44,030 (22,010)
19	市町村民税所得割の額が　301,000円以上　330,000円未満	45,070 (22,530)	44,270 (22,130)
20	市町村民税所得割の額が　330,000円以上	47,520 (23,760)	46,720 (23,360)

当該年度の4月分から8月分の保育料の算定にあっては前年度の市町村民税の課税額、当該年度の9月分から3月分の保育料の算定にあっては当該年度の市町村民税の課税額を用いて算定します。

※（ ）内の金額は、同一世帯から2人以上の児童が入園している場合、減免の対象となった児童1人分の保育料です。3人以上入園している場合、3人目以降は無料となります。

ただし、市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯にあっては年齢に関わらず、保護者と生計を同一にし、かつ現に監護されているこどもの範囲内で第何子かを判定します。

保育料算定にあたっての市町村民税所得割額は、16歳未満扶養親族の人数に19,800円を乗じた額を控除します。また、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除及び寄附金税額控除等の税額控除（調整控除は除く）を控除する前の税額です。

ひとり親世帯等について、第3～11階層のうち市町村民税所得割額が77,101円未満までの3号の第1子は9,000円となり、第3～9階層については第2子以降無料となります。

この表の3号認定は当該年度の4月1日現在3号認定の児童をいいます。